

第10次登別市交通安全計画の概要

■第1部 総論

◆第1章 交通安全計画について

1 計画の位置付け・期間等

根拠：交通安全対策基本法第26条

(陸上交通の安全に関する総合的・長期的な施策の大綱)

作成主体：登別市交通安全対策会議

期間：平成28年度～平成32年度の5年間

2 計画の基本理念

- ・交通事故のない社会を目指して
- ・人優先の交通安全思想
(高齢者、障がい者、子供等の安全確保)

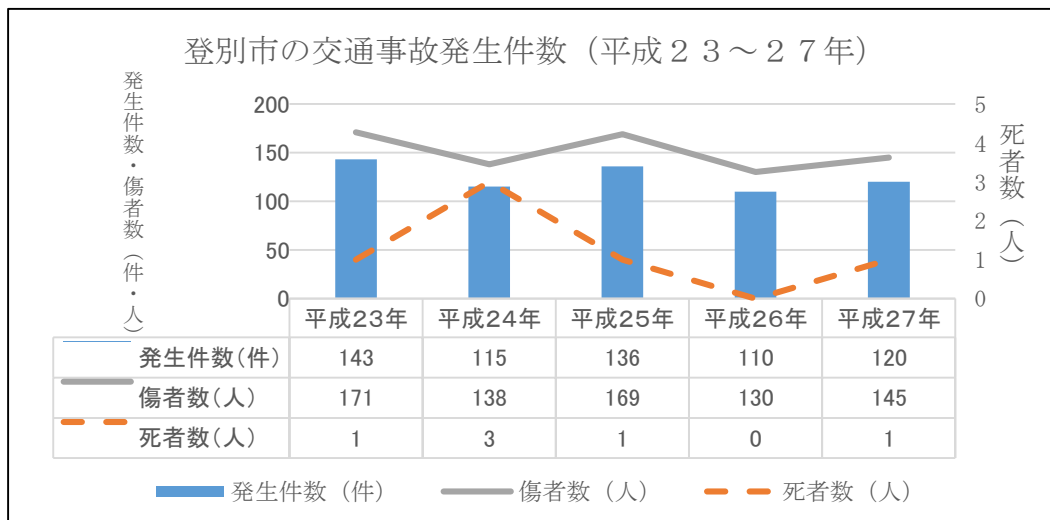
3 計画の推進

- ・交通実態等を踏まえた対策の推進
- ・地域ぐるみの交通安全対策の推進

◆第2章 道路交通事故等の現状等

1 道路交通事故の現状と今後の見通し

第8次計画期間(平成18～22年度)から比較し、第9次計画期間(平成23～27年度)においては、発生件数・死者数・傷者数全て減少する結果となったが、高齢者による交通事故や飲酒運転による交通事故の発生などが後を絶たない状況となっていることから、今後も交通安全研修会や啓発活動などを実施し、事故防止に努める必要がある。



2 踏切事故の現状等

平成26年10月に1件発生。

◆第3章 交通安全計画における目標

1 道路交通の安全についての目標

- ①第10次計画期間中、毎年24時間死者数ゼロを目指す。
- ②第10次計画期間中、毎年道路交通事故発生件数110件以下を目指す。

2 踏切道における交通の安全についての目標

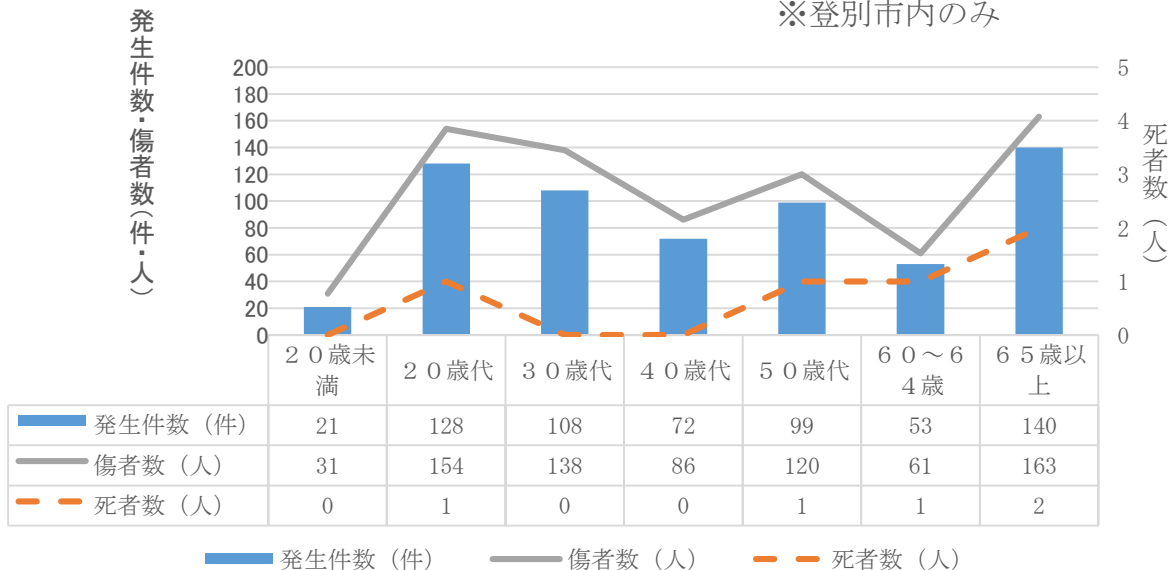
第10次計画期間中、踏切道における交通事故ゼロを目指す。

◆第4章 施策の重点課題

1 高齢化社会を踏まえた総合的な対策

65歳以上の高齢者の交通事故発生件数は全体の約25%を占める。

第一当事者の年齢層別発生状況（平成23～27年合計）
※登別市内のみ



2. 飲酒運転の根絶

（飲酒運転根絶のための社会環境づくり）

6. 自転車の安全利用

（ルール・マナーの普及啓発）

3. スピードダウン

（速度抑制対策及び危険性に係る啓発）

7. 生活道路における安全確保

（幹線道路・生活道路の交通安全対策の推進）

4. シートベルトの全席着用

（着用の必要性に係る普及啓発）

8. 踏切道における交通安全対策

（特に冬季の安全対策の推進）

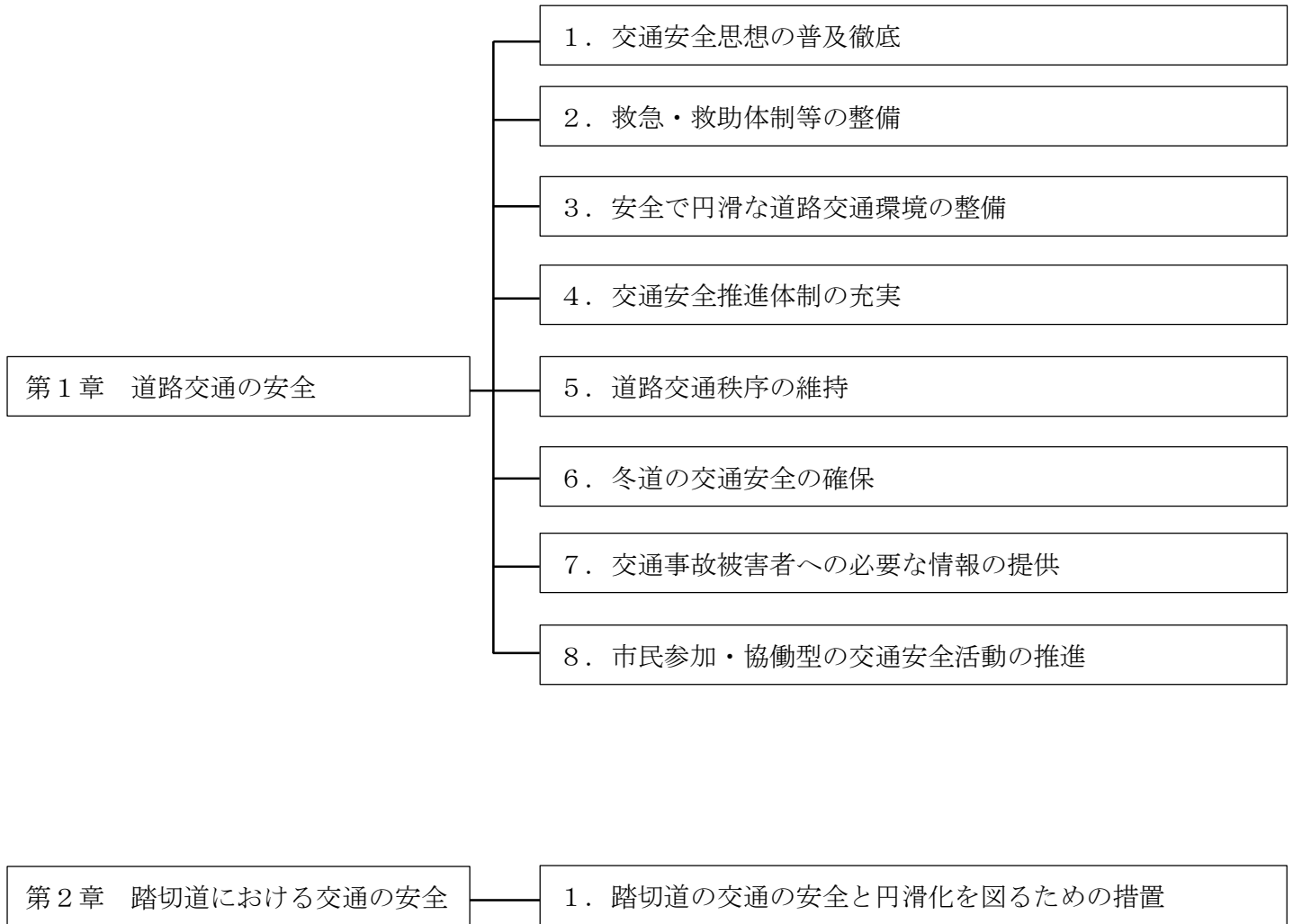
5. 運転中における携帯電話等の使用禁止

（危険性に係る啓発）

9. 冬季に係る陸上交通の安全

（冬季の交通安全対策の実施）

■第2部 講じようとする施策



■第3部 計画の推進体制